

令和4年 第7回 鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 12月7日（水）から20日（火）まで14日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
12月7日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
8日	木			
9日	金			
10日	土			閉 庁
11日	日			閉 庁
12日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
13日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
14日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
15日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
16日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
17日	土			閉 庁
18日	日			閉 庁
19日	月	予 備 日		
20日	火	本 会 議	13時	審査報告・閉会

令和4年鞍手町議会第7回定例会会議録（第1号）						
令和4年12月7日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和4年12月7日 午後 1時00分			星 正 彦		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和4年12月7日 午後 1時20分			星 正 彦		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
会 議 録 署 名 員	12	的 野 信 之		13	須 山 由 紀 生	

職 務 席	議会事務局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局次長	広 瀬 真 一	出 欠
	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	田 中 靖 治	出 欠
	総務課長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建設課長	西 生 卓 矢	出 欠
	福祉人権課長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	税務住民課長	石 田 克	出 欠	地域振興課長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道課長	神 谷 徹	出 欠
	保険健康課長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	森 永 健 一	出 欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和4年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月7日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第60号 鞍手町手話言語条例
- 日程第4 議案第61号 鞍手町課室設置条例の全部を改正する条例
- 日程第5 議案第62号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第63号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第64号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第65号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第9 議案第66号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第67号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第68号 令和4年度 鞍手町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第69号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除の額の変更
- 日程第13 議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除

令和4年12月7日（第1日）

開議 午後 1時00分

○議長（星 正彦君）

ただ今から、令和4年第7回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より、行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

議長より、発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

北九州市・中間市との水道事業における広域連携の検討状況についてです。

1. 経緯といたしまして北九州市は、北九州都市圏域の中核都市として近隣市町と水道事業における多様な広域連携を進めており、平成29年度からは、北九州都市圏域の水道事業者を中心に「水道広域セミナー」や「広域連携に関する勉強会」を開催し本町も、これに参加しております。

こうした中、令和2年度に本町は、北九州市と緊急時の相互応援及び広域連携の推進を主な内容とする「技術協力に関する協定」を締結しました。

また、令和3年度には、北九州市、中間市、直方市及び本町の4者共同で多様な広域連携のニーズや可能性について調査を行っております。

この調査により、用水供給事業が北九州市、中間市及び本町の3者それぞれに効果が期待できる連携方策であることから、令和4年10月に本町及び中間市は、北九州市に対し、更なる検討実施の要望を行い、引き続き詳細な協議・検討を開始することとしております。

2. 水道用水供給事業の概要につきましては、供給元は北九州市、供給先は鞍手町及び中間市。

計画水量は、1日あたり13,300m³、この内、鞍手町の計画水量は、1日あたり6,300m³であります。

管路の施設整備の概要は、口径が300ミリから450ミリの送水管の布設を約12キロ予定しており、整備費は、約30億円を見込んでおります。

その他、備考として管路以外の施設については、検討中でございます。

3. 見込まれる事業効果につきましては、（1）鞍手町・中間市の効果としましては、水源転換による安定給水の確保、浄水場の更新費用及び維持管理費用の削減が見込まれます。

（2）北九州市の効果としましては、施設稼働率の向上による水道事業の固定費負担の軽減が見込まれます。

4. 今後の予定につきましては、今後、想定される施設整備の内容や実施に必要な条件の整

理など3者で具体的な協議及び検討を進めるとともに、「水利使用許可」「認可変更」「国・県の財政支援などの財源確保」などの課題について広域連携の推進役である福岡県や関係機関との協議を進めていくこととしております。

5. 鞍手町の状況につきましては、広域連携により経費削減効果は、見込まれますが一方、老朽化した管路の更新時期を今後迎えることや給水人口の減少などにより、水道事業の財政状況は、厳しくなることが予想されます。

最後に、用水供給のイメージ図を載せております。

ここでは、北九州市の本城浄水場から、芦屋町・岡垣町方面へ分岐する既存送水管を利用して粟屋配水池付近にあります尾崎分岐を起点とし、ピンク色の矢印が示すラインで中間市の尾倉配水池及び鞍手町の中央浄水場へ送水することを想定しております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（星 正彦君）

以上で、行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております、「鞍手町 まち・ひと・しごと創生総合戦略令和3年度報告書」

「教育委員会点検評価の報告」

監査より提出されております、「例月現金出納検査報告書」、「財政援助団体等監査報告書」及び「定期監査結果報告書」をお手元のタブレット端末機に送信していますのでご確認下さい。

これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において12番議員 的野 信之 議員及び13番議員 須山 由紀生 議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの14日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から12月20日までの14日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第60号から日程第7 議案第64号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

日程第3 議案第60号から日程第7 議案第64号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第60号は、鞍手町手話言語条例であります。

本議案は、手話が言語であるという認識に基づき手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにし、総合的かつ計画的に手話に関する施策を推進するため、鞍手町手話言語条例を制定するものです。

次に、日程第4 議案第61号は、鞍手町課室設置条例の全部を改正する条例であります。

本議案は、社会情勢の変化による行政需要の増加への対応及び住民サービスの向上並びに新庁舎移転を踏まえた効率的な組織を構築するため、課室局の再編を行い令和5年4月1日から新組織機構とすることから鞍手町課室設置条例の全部を改正するものであります。

次に、日程第5 議案第62号は、鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、課室局の再編を行い、鞍手町課室設置条例の全部を改正し、令和5年4月1日より、新組織機構とすることから鞍手町職員定数条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第6 議案第63号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、令和4年8月8日付の人事院勧告に基づき国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第7 議案第64号は、鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例であります。

本議案は、住民の利便性の向上及び事務の効率化等を勘案し、全庁的に督促手数料を廃止することに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第3 議案第60号から日程第7 議案第64号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長（星 正彦君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第8 議案第65号から日程第11 議案第68号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

日程第8 議案第65号から日程第11 議案第68号までの4件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第8 議案第65号は、令和4年度鞍手町一般会計補正予算第6号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと2款 総務費では、基幹システム管理費において基幹システムのリース開始時期の見直しに伴い、電気計算機使用料を減額するほか財務会計システムの改修に係る委託料として83万6千円を追加しております。

また、令和5年度からの新たな組織体制の構築に伴う、各種システムの設定変更に係る経費として108万9千円を追加しております。

その他に、マイナンバーカードの交付率向上に係る経費として145万8千円を追加しております。

次に、3款 民生費では、障害福祉サービス費において通所系サービスの利用者の増加に伴い、通所系サービス給付費として3,939万6千円を追加しております。

また、社会福祉施設等に対する本町独自の物価高騰対策として福岡県の社会福祉施設等物価高騰対策支援事業の対象とならない地域密着型介護サービスを提供する事業所に対して物価高騰対策支援金として250万2千円を追加しております。

その他に、障害児放課後デイサービスにおいて、利用者の増加に伴い、障害児通所給付費として1,265万8千円を追加しております。

次に、4款 衛生費では、直轄2市2町で運営する休日等夜間急患センターにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えなどの影響により、診療報酬が低調に推移していることから運営費に係る本町負担分として39万7千円を追加しております。

また、妊産婦の包括支援に係るショートステイ及びデイケアなどの利用者の増加に伴い妊娠・出産包括支援事業委託料として45万6千円を追加しております。

次に、9款 消防費では、消防施設管理事業費において、消防格納庫の老朽化に伴い、解体工事を実施する消防団に対し、解体撤去費補助金として32万6千円を追加しております。

次に、10款 教育費では、小学校管理費において、電気料金の高騰などに伴い、光熱水費として278万3千円を追加しております。

また、ガソリン価格の高騰に伴い、中学校のスクールバス運行に係る業務委託料として208万7千円を追加しております。

さらに、給与費全般において人事院勧告や育児休暇等に伴う、補正を行っております。

一方、歳入では、歳出予算の補正に関連して15款 国庫支出金や16款 県支出金で所要の補正を行うほか18款 寄附金で一般寄附金を追加し、21款 諸収入では、前年

度事業の精算に伴う、雑入などの追加を行っております。

そして、これらの要因により、財源に不足が生じたので歳出側で財政調整基金積立金を減額し、歳入歳出予算を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ6,700万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ92億5,927万6千円としております。

次に、日程第9 議案66号は、令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。

本補正予算は、保険給付費療養諸費等の増額、それに伴う、県支出金の増額等の補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ81万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ19億1,392万円としております。

次に、日程第10 議案第67号は、令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、福岡県後期高齢者医療広域連合令和3年度決算による市町村事務費負担金精算に伴う、諸収入増額等の補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ53万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億9,560万8千円としております。

次に、日程第11 議案第68号は、令和4年度鞍手町水道事業会計補正予算第2号であります。

補正予算、第2条 収益的収入及び支出関係では、水道事業費用で902万2千円を追加し、補正後の予算額を3億4,253万5千円としております。

以上が、日程第8 議案第65号から日程第11 議案第68号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（星 正彦君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第12 議案第69号及び日程第13 議案第70号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

日程第12 議案第69号及び日程第13 議案第70号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第12 議案第69号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除の額の変更であります。

本議案は、企業1社から課税免除を講じていた資産に関し、修正申告書が提出されましたので令和4年度分の固定資産税の課税免除の額を変更するものであります。

次に、日程第13 議案第70号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく令和4年度分の固定資産税の課税免除申請が、企業3社から提出されましたので課税免除措置を講じるものであります。

以上が、日程第12 議案第69号及び日程第13 議案第70号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長（星 正彦君）

本案に対する質疑は、後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日、8日から11日までの4日間を休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、明日8日から11日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

散会 午後 1時20分